

試験に関する細則

第一条 学科目の修得は、原則として当該学科目の授業科目の筆記試験または報告書の成績を調査して定める。ただし、授業科目によっては筆記試験を行わず、口答試験・実技試験・平素の成績等により認定することができる。

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験等(卒業再試験、実技認定指導、追試験、再試験を含む)を受けることができない。(受験無資格者)

- (1)履修細則の定めるところにより、試験等を受けようとする授業科目を、その年度において登録していないとき。
- (2)各授業科目の授業回数に、原則として三分の二以上出席していないとき。
- (3)定められた期日までに授業料その他納入金を完納していないとき。

第三条 授業評価の成績判定は、秀・優・良・可・不可の評語をもって示す。

ただし、同一授業科目を同時に複数の教員が担当する場合は、担当教員の合議により評語をもって示す。

第四条 前条の成績評点は次の基準による。

秀	100点から90点まで
優	89点から80点まで
良	79点から70点まで
可	69点から60点まで
不可	59点以下

可以上を合格とし、当該科目の所定の単位を与える。

- 2 既に修得した授業科目を再度履修した場合は、当該授業科目の試験等を受けることができる。

第五条 授業科目の成績は成績通知表をもって学生に通知する。

第六条 病気、その他やむを得ない事由により受験することができない者は、あらかじめ試験当日までに教務課に欠試験届を提出しなければならない。

前項の者に対しては追試験を行う。

追試験の願い出は、病気の場合は医師の診断書を、その他やむを得ない事由の場合には証明書を添え、保証人連署をもって(所定の様式に)、試験終了後2日以内に教務課に提出しなければならない。

第七条 試験などの結果、不合格となった授業科目については、実技認定指導と再試験を行うことがある。

第八条 卒業時に単位不足となった者に対し、卒業再試験(実技認定指導含む)を行うことがある。実施科目は学長が認めた科目のみとし、卒業再試験の実施可能科目数は2科目以内、卒業再試験にて認定可能な単位数は4単位以内とする。教授会は、学長が卒業再試験の実施の要否、実施科目についての決定をおこなうに当たり意見を述べるものとする。

第九条 追再試・再試験・実技認定指導・卒業再試験の実施を希望する学生は、所定の期日までに教務課に申請書を提出しなければならない。追再試・再試験・実技認定指導・卒業再試験の時期及び方法はその都度定める。

第十条 追再試・再試験・実技認定指導・卒業再試験の料金は次のとおりとする。

ただし、既に納めた受験料はこれを返還しない。

(追再試)	1科目につき、1,000円とする。
(再試験)	1科目につき、2,000円とする。
(実技認定指導)	1科目につき、5,000円とする。(一部科目3,000円)
(卒業再試験)	1科目につき、5,000円とする。

第十一条 試験において不正行為をなした者に対しては当該科目を判定しない。